

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード

6 通所型サービス(独自・はつらつ7.0時間以上) サービスコード表

はつらつデイサービス(基準緩和型、通所型サービスA) 指定事業者用

令和6年6月1日

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 1411		はつらつデイ④サービス/341		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,795単位	1,795 1月につき
A6 1421		はつらつデイ④サービス/342		事業対象者・要支援2 (1月の中で当該事業所において全部で9回以上)	3,231単位	3,231 1月につき
A6 1413		はつらつデイ④サービス/341回数		1月当たりの回数を定める場合	359単位	359 1回につき
A6 1423		はつらつデイ④サービス/342回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	359単位	359
A6 C241		はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/411	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6 C243		はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/412			事業対象者・要支援2	-36
A6 C245		はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/421		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4 1回につき
A6 C246		はつらつデイ④サービス高齢者虐待防止未実施減算/422			事業対象者・要支援2	-4
A6 D241		はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/411	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6 D243		はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/412			事業対象者・要支援2	-36
A6 D245		はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/421		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4 1回につき
A6 D246		はつらつデイ④サービス業務継続計画未策定減算/422			事業対象者・要支援2	-4
A6 6145		はつらつデイ④サービス同一建物減算/41	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつ)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算 -376 1月につき
A6 6146		はつらつデイ④サービス同一建物減算/42			事業対象者・要支援2	752単位 減算 -752
A6 6247		はつらつデイ④サービス同一建物減算/43		1月当たりの回数を定める場合	94単位 減算 -94 1回につき	
A6 5642		はつらつデイ④サービス送迎減算/4	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算 -47 片道につき	
A6 5040		はつらつデイ④生活向上グループ活動加算/4	生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算 100 1月につき	
A6 6149		はつらつデイ④サービス若年性認知症受入加算/4	若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算 240	
A6 6140		はつらつデイ④サービス栄養アセスメント加算/4	栄養アセスメント加算		50単位 加算 50	
A6 5033		はつらつデイ④サービス栄養改善加算/4	栄養改善加算		200単位 加算 200	
A6 5034		はつらつデイ④サービス口腔機能向上加算Ⅰ/4	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算 150	
A6 5041		はつらつデイ④サービス口腔機能向上加算Ⅱ/4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算 160	
A6 6340		はつらつデイ④一体的サービス提供加算/4	一体的サービス提供加算		480単位 加算 480	
A6 6041		はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅰ/41	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位 加算 88
A6 6042		はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅰ/42			事業対象者・要支援2	176単位 加算 176
A6 6147		はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅱ/41		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位 加算 72
A6 6148		はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅱ/42			事業対象者・要支援2	144単位 加算 144
A6 6143		はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅲ/41		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位 加算 24
A6 6144		はつらつデイ④サービス提供体制加算Ⅲ/42			事業対象者・要支援2	48単位 加算 48
A6 4031		はつらつデイ④サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月)に1回を限度)	100単位 加算 100
A6 4032		はつらつデイ④サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算 200	
A6 6230		はつらつデイ④サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/4	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月)に1回を限度)	20単位 加算 20 1回につき	
A6 6231		はつらつデイ④サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月)に1回を限度)	5単位 加算 5	
A6 6341		通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/4	科学的介護推進体制加算		40単位 加算 40 1月につき	
A6 6100		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算	
A6 6110		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算	
A6 6111		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算	
A6 6380		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算	
A6 6381		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算
A6 6382		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算
A6 6383		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算
A6 6384		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算
A6 6385		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算
A6 6386		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算
A6 6387		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算
A6 6388		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算
A6 6389		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算
A6 6390		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算
A6 6391		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算
A6 6392		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算
A6 6393		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算
A6 6394		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 8021		はつらつデイ④サービス/411・定超		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,795単位	1,257 1月につき
A6 8031		はつらつデイ④サービス/412・定超		事業対象者・要支援2	3,231単位	2,262 1日につき
A6 8023		はつらつデイ④サービス/421・定超		1月当たりの回数を定める場合	359単位	251 1月につき
A6 8033		はつらつデイ④サービス/422・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	359単位	251 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 9021		はつらつデイ④サービス/411・人欠		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,795単位	1,257 1月につき
A6 9031		はつらつデイ④サービス/412・人欠		事業対象者・要支援2	3,231単位	2,262 1日につき
A6 9023		はつらつデイ④サービス/421・人欠		1月当たりの回数を定める場合	359単位	251 1月につき
A6 9033		はつらつデイ④サービス/422・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	359単位	251 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合 × 70%